

JAF-FIA

JAF国内競技車両規則

1985

JAF内閲覧用 禁持出



社団法人 日本自動車連盟

ラリー車両規定

車両の定義

ラリーに参加する車両は、運輸省令道路運送車両法の保安基準に従いFIAおよびJAFの公認車両またはJAF登録車両で、公道を走行するにたりる条件を満たしていなければならない。加えて、やむをえず、外観および形状の変化を伴う場合には、これを最小限にとどめなければならない。

1. エンジン：吸排気系、エンジンの改造、変更は一切許されない。

1-1 吸気系統：エアクリナー、キャブレター、インジェクションポンプ、インテークマニホールドは改造も変更もしてはならない。

またエンジンに吸入する燃料および空気の量を調整する部品も改造、変更してはならない。

1-2 排気系統：エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラー、テールパイプ、触媒を含め一切の改造も変更もしてはならない。

ただし、これを防護するためのガードの取り付けはこの限りではない。

1-3 バルブ／バルブスプリング：一切の改造、変更は許されない。

1-4 カムシャフト／カムギヤ／カムタイミング／動弁系／ポートタイミング：一切の改造、変更は許されない。

1-5 圧縮比：シリンダーブロック、シリンダーヘッドあるいはピストンヘッドガスケットなどを削り、または改造、変更してはならない。

1-6 気筒容積：公認書または仕様書に記載されたボアおよびストロークの変更は許されない。

- 1-7 **ピストン／コンロッド／クランクシャフト／フライホイール／バランスシャフト**：一切の改造、変更は許されない。
- 1-8 **点火系統**：基本の点火方式を変えてはならない。基本の点火方式とはバッテリー点火、マグネット点火方式を示す。
- 1-9 **点火タイミング**：変更してはならない。また進角特性の変更もしてはならない。
- 1-10 **燃料系統**：ポンプ、タンク、配管を含め取り付け位置その他一切の変更、改造をしてはならない。
ただし、これを防護するためのガードの取り付けはこの限りではない。
- 1-11 **潤滑系統**：もとの潤滑方式を変更することは許されない。オイルクーラー、オイルパン、オイルポンプの変更は許されない。
- 1-12 **排出ガス規制装置**：一切の改造も変更も許されない。
- 1-13 **排出ガス**：排出ガスに含まれる CO, HC の最大規準値は、アイドリング時において CO：4.5%、HC：1200ppm でいかなる場合もこの数値を超えてはならない。
- 1-14 **冷却系統**：一切の改造、変更も許されない。ただし、サーモスタットは自由。
- 1-15 **ターボおよびロータリーエンジン排気量の換算**：ターボエンジンは 1.4 倍、ロータリーエンジンは 2.0 倍とする。
2. **シャーシ**
- 2-1 **ショックアブソーバー**：数、作動原理および取り付け位置を変えてはならない。
- 2-2 **スタビライザーおよびスプリング**：
製造者の定めた数を変更してはならず、もとの取り付け部を変更することなく取り付けられ、かつ交換により著しく車高が

変化するものであってはならない。

- 2-3 **ブレーキ**：駐車ブレーキともに、配管を含めて、もとのものを変更または改造をしてはならない（パッドおよびライニングの材質は自由）。ただし、これを防護するためのガードの取り付けはこの限りではない。
- 2-4 **タイヤおよびホイール**
タイヤおよびホイールは取付方法を変更することなく、いかなる場合も他の部分と接触してはならず、かつフェンダーからはみ出してはならない。
3. **車体**
- 3-1 **全長および全幅**：変更してはならない。
- 3-2 **車両重量**
いかなる部分も車両重量軽減のための改造、変更は許されない。
ただし、補助的付加物の取り付けもしくは取り外しは認められる。(例えばマッドガード、ストーンガード、室内照明、ラジオ、エアコン、フロアマット等)
- 3-3 **補助前照灯**
・補助前照灯は、フォグランプを含み、2個までの取り付けが許される。
・取り付け位置は、前照灯の中心を含む水平面以下とし、かつ全長以内に取り付けること。
・2個取り付ける場合は、左右対称が望ましい。
・ウインドシールドなどに固定する外部照明器具は許されない。
・補助前照灯は、フォグランプも含み、前照灯を減光または下向きにしている場合には、点灯しない構造でなければならない。

また上向き時には、消灯できる構造でなければならない。

- ・照射光線の主光軸は、自動車の右外側線より右方の地面を照射してはならない。

- ・ラジエーターグリルの切除はランプの大きさまでとする。

- ・やむをえずバンパーを切除する場合は、その幅の1/2を限度とする。

3-4 後退灯

後退灯の追加、取り付けおよびもとの後退灯の除去は許されない。

3-5 ロールバー

ロールバーを取り付けるよう競技会の特別規則書に義務付けられている場合、そのロールバーは次の各項目に合致していなければならない。

3-5-1 ロールバー

ロールバーのメイン・フープは、車体下部の堅固な構造材にしっかりと取り付けられ、ドライバーが運転席に着席し、そのヘルメットの先端よりも高くなければならず、かつその幅はドライバーの肩より広くなければならない。

なお、ロールバーの頂点と通常の運転姿勢におけるドライバーのヘルメットの間の前後方向の寸法は25cmを超えないこと。

3-5-2 ロールバーの寸法

車両重量	直径	肉厚
1200kgを超えるもの	40mm以上	2.8mm以上
1200kg以下	35mm以上	2.3mm以上
500kg以下	30mm以上	1.8mm以上

なお寸法測定のため曲げ部分、または溶接部分から100mm以上はなれた部分に直径4mmの穴を1カ所あけ、その位置をペイントで明示すること。

3-5-3 ロールバーの取付け

ロールバーのすべての取り付け点は1カ所につき少なくとも上下2枚以上の補助板（ロールバーの肉厚以上）を使用し8mm以上の自動車用ボルト3本以上を使用して取り付けること。ただし補助板は安全性を考慮し少なくとも60cm²の面積を有することが望ましい。

3-5-4 ロールバーの形式

少なくとも4点取り付け以上の形式であること。

3-5-5 ロールバーの材質

継ぎ目なし鋼管、またはそれと同等以上の強度を有するもの。

3-6 安全ベルト

競技乗車人員分を取り付けること。その際4点以上が望ましい。

3-7 座席

後部座席は取り外してはならない。

3-8 フロアマット：取り外すか、または固定していなければならない。

3-9 内張り：取り外してはならない。

3-10 突起物

ステップおよびハンドグリップなどの車体突起物の取り付けは許されない。

3-11 マッドガード

車両の前面の装着は許されない。

3-12 非常信号用具

非常用停止表示板2枚(三角)および非常用信号灯を携行しなければならない。

3-13 消火器

内容量(1個)1.5kg以上の乾性の化学消火器または、それと同等以上の能力を有する消火器を車室内に速やかに操作できる状態で固定して搭載しなければならない。

3-14 ホーン

音色の変化するものは許されない。

3-15 配管および配線

すべての配管および配線は暫定的なものであってはならず、グロメット、コネクター、クランプなどを含め、十分安全性の高いものとしなければならない。

4. その他

4-1 上記項目以外の変更であっても、道路運送車両法の保安基準に従うものでなければならず、これに抵触する場合には原則として車検証に改造の内容が明記されているものでなければならない。

4-2 スパイクタイヤを公道で使用する場合、スタッドは下記の規格に合致しなければならない。

- ・中空または円柱状で、接地面は扁平であること(ピン型またはリング型)。
- ・基板の直径は10mmを超えてはならない。
- ・長さは18mm以下に制限される。
- ・重さは4g以下に制限される。
- ・これらはタイヤの外部から取り付けること。

- ・タイヤの円周10cm当たり10個を超えないこと。
- ・さらに、スタッド検査の方法はラリーに関する特別規則に定めなければならない。
- ・一般公道を使用しない競技の場合は特別規則に定めること。

スパイクタイヤのスタッド数を1986年から減少の方向に改定する予定